

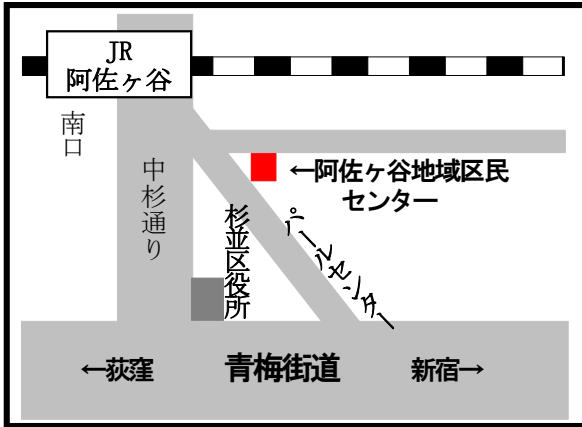
くらしの悩み相談
常時受付

くらし・労働・法律相談会

1月28日(月)午後6時30分～8時30分

阿佐谷地域区民センター・第3集会室

困ったときにひとりにしません



担当：荒木昭彦 弁護士
あらかきあきひこ

主催：区議会議員 けしば誠一
区議会議員 新城せつこ

最寄りの駅

JR阿佐ヶ谷駅 徒歩2分

←会場地図



若者や外国籍の方のくらし・労働相談にも応じています。

相談は無料です。弁護士・税理士、労働問題の専門家といっしょに相談に応じます。事前に電話で予約いただければ、ご希望の相談時間をお決めになれます。

緊急の時は 090-5497-4222 (けしば) 090-1500-9886 (新城) まで

顧問弁護士(敬称略) 荒木昭彦・大口昭彦・一瀬敬一郎・萱野一樹



くらしの悩み相談の実例から



①.60代。地方にいる高齢の母を、私たち家族の住む東京の介護施設に入所させたいが可能か。その場合どのような手続きが必要か。

◎お母様は「要介護2」でA市の介護保険サービスを利用。東京の介護施設に入所した場合でも“住所地特例”が適用され、A市の介護保険サービスを利用することができます。住所地特例が対象となる施設を選び、無事東京の施設に入所することが出来ました。

※“住所地特例”は、その施設が特例の対象かどうかの確認が必要。また介護認定の有無は関係なく、例えば、自立でA市の自宅からB市の施設に住所を変えたとしても介護保険証は今まで住んでいたA市のまま。その後介護が必要となった場合にはA市の認定調査を受け、A市から認定審査結果を受けとることになる、ケアマネージャーはよくご存じです。

②.30代。外国籍のヘルパー。娘が自転車で通行人とぶつかり、謝罪しすぐに病院に行くことを薦めた。相手から手紙で通院費と慰謝料が請求されたが診断書や明細書を求めても示さない。

◎外国人と知っての法外な請求と判断。弁護士に相談している事を伝え明細書を再度要求。半年経た現在も全く連絡がなく、諦めた様子。

③.40代。様々な事情で生活費などで多額の借金。現在の収入では返済額が多すぎて借金を重ねる自転車操業。どうしたらよいか。

◎当事者とともに法テラスで担当弁護士に相談。非正規雇用の収入から返済は無理と判断され、自己破産の手続きに入ることに。法テラスの弁護士報酬の支払いを分割にもらい、来年早々には自己破産が確定します。

一緒に考えれば解決の道がひらけます。ひとりで悩むよりまずご相談を！

くらし法律相談会申し込み用紙 (FAX用) 03-3317-0356

2時間の相談会です。事前にご予約いただければ、お待ちにならずに相談いただくことができます。けしば誠一、新城せつこの携帯にご連絡いただいても大丈夫です。

お名前

ご住所

TEL

※ご希望の時間があれば○で囲んでください

6時半

7時

7時半

8時

※ご相談内容を○で囲んでください

・生活 ・介護 ・法律 ・労働 ・税務 ・その他

※具体的な内容を簡単に

※時間調整のため、ご連絡させていただくことがあります。よろしく申し上げます。